

## 地域医療勤務環境改善支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、県内の医療機関が取り組む、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象)

第2条 補助の対象とする事業は、別紙に定める事業区分ごとに、補助対象事業者が実施する次の事業とする。

- (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業（事業区分Ⅰ）
- (2) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業（事業区分Ⅱ）
- (3) 勤務環境改善医師派遣等推進事業（事業区分Ⅲ）

### (交付額の算定方法等)

第3条 別紙の事業区分ごとに、算出される補助基準額に2分の1を乗じて得た額と、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請を受けようとする者は、地域医療勤務環境改善支援事業補助金交付申請書（第1-1号様式）に、別紙の補助対象事業に応じて、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書（第1-2号様式）
- (2) 補助金所要額調書（第1-3号様式）
- (3) 医療機関の診療等実績確認書（地域医療勤務環境改善体制整備事業分）（第1-4号様式）
- (4) 地域医療勤務環境改善体制整備事業収支予定明細書（兼収支予算見込書（抄本））（第1-5号様式）
- (5) 地域医療勤務環境改善体制整備事業支出予定（区分別）（第1-6号様式）
- (6) 医療機関の診療等実績確認書（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業分）（第1-7号様式）
- (7) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業収支予定明細書（兼収支予算見込書（抄本））（第1-8号様式）
- (8) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業事業支出予定（区分別）（第1-9号様式）
- (9) 勤務環境改善医師派遣等推進事業計画書（派遣実施予定）（第1-10号様式）
- (10) 勤務環境改善医師派遣等推進事業計画書（派遣受入予定）（第1-11号様式）
- (11) 勤務環境改善医師派遣等推進事業収支予定明細書（兼収支予算見込書（抄本））（第1-12号様式）
- (12) 勤務環境改善医師派遣等推進事業支出予定（区分別）（第1-13号様式）
- (13) 医師労働時間短縮計画書
- (14) 時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）

(15) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、補助金の交付が不適當であると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項規定により補助金の概算払を受けようとする者は、地域医療勤務環境改善支援事業補助金請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手届)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、地域医療勤務環境改善支援事業交付決定前着手届（第3号様式）を知事に提出するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、地域医療勤務環境改善支援事業変更・（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第5条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に地域医療勤務環境改善支援事業補助金取下げ申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業に応じて、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 地域医療勤務環境改善支援事業実績報告書（第6－1号様式）
- (2) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制等確認書（第6－2号様式）
- (3) 補助金精算書（第6－3号様式）
- (4) 医療機関の診療等実績確認書（地域医療勤務環境改善体制整備事業分）

- (第6-4号様式)
- (5) 地域医療勤務環境改善体制整備事業収支実績額明細書(兼収支決算書(抄本)) (第6-5号様式)
  - (6) 地域医療勤務環境改善体制整備事業支出実績(区分別) (第6-6号様式)
  - (7) 医療機関の診療等実績確認書(地域医療勤務環境改善体制整備特別事業分) (第6-7号様式)
  - (8) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業収支実績額明細書(兼収支決算書(抄本)) (第6-8号様式)
  - (9) 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業支出実績(区分別) (第6-9号様式)
  - (10) 勤務環境改善医師派遣等推進事業実績(派遣) (第6-10号様式)
  - (11) 勤務環境改善医師派遣等推進事業実績(派遣受入) (第6-11号様式)
  - (12) 勤務環境改善医師派遣等推進事業収支実績額明細書(兼収支決算書(抄本)) (第6-12号様式)
  - (13) 勤務環境改善医師派遣等推進事業支出実績(区分別) (第6-13号様式)
  - (14) 医師労働時間短縮計画書
  - (15) 時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)
  - (16) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による書類の提出は、補助対象事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定および請求)

- 第12条 知事は、前条第1項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、遅滞なく地域医療勤務環境改善支援事業補助金請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第6条の規定により補助金の概算払をしている場合において、第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した結果、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超える額について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(仕入控除税額の報告)

- 第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければ

ならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 20 条第 3 号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表に掲げる期間とする。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助金にかかる書類を整理し、補助金の交付を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は、これを保存しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 17 条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 4 年 2 月 10 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 5 年 11 月 28 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 6 年 12 月 25 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。